令和８年度　第２回
南薩保健医療圏地域医療構想調整会議

日時：令和８年 10 月 19 日（月）午後７時 00 分～８時 00 分

場所：marukawa ホール（コミュニティセンター川辺文化会館）

会　次　第

１　開　会

２　事業説明　【資料１】

３　議　事

(1) 南さつま中央病院の病床機能変更について　【資料２】

(2) 病床数適正化緊急支援事業第２回目申請に係る事業活用当否について　【資料３】

４　閉　会

南薩保健医療圏地域医療構想調整会議　委員名簿

任期：令和8年12月27日まで

	所　　属	職　名	委 員 氏 名	備　　考
1	枕崎市医師会	会長	尾 辻　和 彦	代理：副会長 小原　壮一
2	指宿医師会	会長	今 林　正 典	
3	南薩医師会	会長	菊野　竜一郎	議長
4	指宿市歯科医師会	会長	園 田　　悟	
5	南薩薬剤師会	会長	鮫 島　宗 高	
6	鹿児島県看護協会南薩地区	副地区長	田方　みどり	新任
7	枕崎市	市長	前 田　祝 成	代理：健康・こども課長 鮫島眞一
8	指宿市	市長	打 越　明 司	
9	南さつま市	市長	本 坊　輝 雄	代理：市民福祉部長 山口　彰
10	南九州市	市長	塗 木　弘 幸	代理：福祉健康課長 向江　鈴代
11	県立薩南病院	院長	三 枝　伸 二	
12	鹿児島県保険者協議会	企画総務グループ長	野田　経太	新任
13	サザン・リージョン病院	理事長	牧 角　寛 郎	
14	国立病院機構指宿医療センター	病院長	宮薗　太志	新任
15	中村温泉病院	院長	中 村　嘉 彦	欠席
16	鹿児島県老人福祉施設協議会川辺地区	会長	前田　美恵子	新任
17	鹿児島県介護支援専門員協議会指宿支部	代表	吉 原　誠 一	
18	南薩地域振興局保健福祉環境部	部長	下野　弘樹	新任

南薩保健医療圏地域医療構想調整会議設置要綱

（設置）

第１条　医療法（昭和２３年法律第２０５号，以下「法」という。）第３０条の１４の規定に基づき，鹿児島県地域医療構想（以下「構想」という。）において定める将来の病床数の必要量を達成するための方策その他の構想の達成を推進するために必要な協議を行うため，南薩保健医療圏地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

（検討事項）

第２条　調整会議は，前条の目的を達成するために，次の事項について検討する。

(1) 南薩保健医療圏における地域医療構想に関する事項

(2) その他必要な事項

（組織）

第３条　調整会議は，委員２０人以内で組織する。

２　委員は，法第３０条の１４に掲げる者その他の関係者のうちから南薩地域振興局長が委嘱又は任命する。

（任期）

第４条　委員の任期は，２年とする。

２　補欠又は増員により選任された委員の任期は，前任者又は現任者の残任期間とする。

３　委員は，辞任又は任期満了後においても，後任者が就任するまでは，その職務を行わなければならない。

４　委員は，再任を妨げない。

（議長及び副議長）

第５条　調整会議に議長１名及び副議長１名を置き，委員の互選によりこれを定める。

２　議長は，会務を総理し，調整会議を代表する。

３　副議長は，議長を補佐し，議長に事故あるとき，又は議長が欠けたときは，その職務を代理する。

（調整会議）

第６条　調整会議は，議長が招集する。

２　調整会議は，委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

３　議長は，調整会議の議事を整理する。

（専門部会）

第７条　調整会議に，専門的な事項について調査研究するため，必要な専門部会を置くことができる。

２　専門部会は，議長がこれを招集する。

３　第４条，第５条及び第６条第２項から第３項までの規定は，専門部会について準用する。この場合において，これらの規定中「調整会議」とあるのは「専門部会」

と，「委員」とあるのは「部会員」と，「議長」とあるのは「部会長」と，「副議長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。

４　専門部会の運営に関し必要な事項は，議長が別に定める。

（委員等の代理出席）

第８条　委員又は部会員がやむを得ない事情により出席できない場合においては，そのものが指定し，これを議長又は部会長が承諾した者について，代理出席させることができる。

（関係者の出席等）

第９条　調整会議又は専門部会において必要があると認めるときは，議長又は部会長は，学識経験を有する者又は関係者の出席を求め，意見を聞くことができる。

（報償費及び旅費）

第10条　委員及び部会員（代理出席者を含む。）並びに前条の規定により出席した者には，「報償費」及び「普通旅費」を支給することができる。

（庶務）

第11条　調整会議の庶務は，南薩地域振興局保健福祉環境部健康企画課で処理する。

（その他）

第12条　この要綱に定めるもののほか，調整会議の運営に関し必要な事項は，議長が定める。

附則

この要綱は，平成２８年１２月５日から実施する。